

登録後の留意事項

登録後、登録実務講習実施機関が1～3に該当する場合、必要な措置を講ずる又は必要な報告を求めることがあります。

1. 適合命令（規則第9条の11）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関の実施する登録実務講習が登録の要件等に適合しなくなつたと認めるときは、その登録実務講習実施機関に対し、登録の要件等の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

2. 改善命令（規則第9条の12）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が登録実務講習事務の実施に係る義務に係る規定に違反していると認めるときは、その登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の実施に係る義務の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

3. 登録の取消し等（規則第9条の13）

国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録実務講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ・ 欠格要件に該当するに至ったとき
- ・ 登録事項の変更の届出、登録実務講習事務規定の届出等、登録実務講習事務の廃止の届出、財務諸表等の備え付け、帳簿の記載の規定に違反したとき
- ・ 正当な理由がないのに財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき
- ・ 適合命令、改善命令の命令に違反したとき
- ・ 報告の徴収を受けて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ・ 不正の手段により登録を受けたとき

4. 報告の徴収（規則第9条の16）

国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保する必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。